

越前市上下水道業務包括委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 実施の目的

この要領は、越前市が上下水道業務包括委託（以下「本業務」という。）を実施するにあたり公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により本業務の受託候補者を特定するために、実績・専門性・技術力・企画力・創造性等を勘案し総合的な見地から判断して最適な事業者を選定することを、目的とする。

2 業務の概要

本業務の範囲は以下のとおりとし、詳細は別紙「越前市上下水道業務包括委託要求水準書」（以下「要求水準書」という。）のとおりとする。

- (1) 上下水道窓口及び受付業務
- (2) 水道メーター検針業務
- (3) 水道の開閉栓業務
- (4) 上下水道料金の賦課業務
- (5) 上下水道料金の収納業務
- (6) 上下水道料金の滞納整理業務
- (7) 給水停止業務
- (8) 受益者負担金等に関する業務
- (9) 水道メーター検定満期メーター交換及びメーター等在庫管理業務
- (10) 下水メーター検定満期メーター交換及びメーター等在庫管理業務
- (11) 水道給水施設窓口業務
- (12) 給水装置工事申請受付業務
- (13) 給水装置工事事業者に関する業務
- (14) 下水道窓口業務
- (15) 排水設備工事申請に関する業務
- (16) 排水設備指定工事店及び責任技術者に関する業務
- (17) 定期洗管作業業務
- (18) 上下水道管路障害対応業務

- (19) 下水道事業補助金等交付に関する業務
- (20) 公共ます設置（廃止）申請に関する業務
- (21) 合併処理浄化槽に関する業務

3 契約上限額（５年間総額）

５７３，３２０，０００円（消費税及び地方消費税含む）

なお、この金額は契約（予定）金額を示すものではなく、業務内容の規模を示すものであることに留意すること。また、参考見積金額は、上記の契約上限額を超えてはならないものとする。

4 契約形態

５年間の複数年契約とする。

5 契約締結日（予定）

令和８年１月１３日（火）

6 委託期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間とする。なお、本契約締結日から令和８年３月３１日までの期間は準備期間とし、受託候補者は本業務開始時から円滑に業務を履行することができるよう自己の責任と負担において、業務に係る引継、業務従事者の確保及び研修等を行うものとする。

7 参加資格要件

プロポーザルへの参加を申込む事業所（以下「参加申込事業所」という。）に必要とされる資格要件は以下のとおりとする。

- (1) 共同企業体（以下「ＪＶ」という。）又は複数企業・組合により構成される特別目的会社（以下「ＳＰＣ」という。）のいずれかとし、構成企業（以下「構成員」という。）のうち、１社以上は、越前市に主たる営業所を有し、かつ越前市水道事業及び下水道事業に関する業務の履行実績を有すること。

- (2) J V又はSPC（以下「JV等」という。）の構成企業数は、2社又は3社とすること。
- (3) JV等の代表企業の出資比率は最大であること。また2社の場合、構成員の最小の出資比率は30%以上、また3社の場合、構成員の最小の出資比率は20%以上であること。
- (4) JV等の構成員は、同一案件に係る他の構成員でないこと。
- (5) JV等は、本業務開始時において以下の有資格者を配置すること。なお、有資格者は構成員のいずれかと3箇月以上の継続的な雇用関係が確認できる者であること。
- ア 国土交通大臣および環境大臣が認定する「給水装置工事主任技術者」
- イ 福井県下水道協会が認定する「下水道排水設備工事責任技術者」
- (6) 構成員は、令和7年度の越前市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (7) 構成員は、公示日から契約締結日までの間において福井県又は越前市において指名停止等を受けていないこと。
- (8) 構成員は、参加申込時点において以下の要件に該当しないこと。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立その他類似の倒産手続きを開始している者。
- ウ 法人税及び消費税又は地方消費税を滞納している者。
- エ 市内に本店又は営業所等を有する法人又は団体にあつては、市税を滞納している者。
- オ 事業主若しくは団体の役員等（以下「役員等」という。）が暴力団員であること若しくは事業の経営に暴力団員が事実上参加していること若しくは役員等が知りながら暴力団員を雇用し、暴力団員を利用し、若しくは暴力団の維持に関与していること又は役員等が知りながらこれらに該当している者と契約を締結していること（法令の規定により契約の締結の義務がある場合を除く。）が明白であるとき。

8 質問の受付及び回答

プロポーザルに対し、質問がある場合は、以下により質問書（様式第 8 号）により提出すること。

(1) 提出期限

令和 7 年 1 0 月 3 1 日（金） 午後 5 時まで（必着）とする。

(2) 提出方法

電話連絡の上、質問書により、電子メールで提出すること。

※提出先アドレスは「suidou@city.echizen.lg.jp」とする。

※件名は「質問：上下水道業務包括委託に係るプロポーザルに関する」とすること。

(3) 回答予定日

令和 7 年 1 1 月 6 日（木）

(4) 回答方法

質問内容及びその回答を全ての参加申込事業所へ電子メールで回答するとともに、市ホームページに掲載する。

9 プロポーザルへの参加申込及び提出方法

参加申込事業所は、参加表明書（様式第 1 号）と次に掲げる添付書類を提出するものとする。

(1) 添付書類

ア 会社概要（様式第 2 号）（会社案内等パンフレットでも可）

イ 業務実績調書（様式第 3 号）

ウ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可 発行後 3 箇月以内のもの）

エ 定款（写し）

オ 財務諸表（直近 2 箇年の貸借対照表及び損益計算書）

カ （ア）納税証明書（市税に滞納のない旨の証明書）

（写し可 発行後 3 箇月以内のもの）

※市に納税義務がない場合は、申出書（様式第 5 号）を提出すること。

（イ）納税証明書（法人税及び消費税又は地方消費税に滞納のない旨の

証明書) (写し可 発行後 3 箇月以内のもの)

キ プライバシーマーク認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定 (I S M S / I S O) 証明書 (写し可)

ク J V で参加申込する場合

(ア) 共同企業体概要書 (様式第 4 号)

(イ) 共同企業体協定書 (別添様式)

ケ S P C で参加申込する場合

(ア) 特別目的会社協定書 (別添様式)

(2) 提出期限

令和 7 年 1 1 月 1 0 日 (月) 午後 5 時まで (必着) とする。

(3) 提出先

越前市建設部上下水道課 料金・使用料グループ

(4) 提出方法

郵送又は持参とする。

なお、郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とする。

(5) 提出部数

2 部

10 企画提案書等の内容及び提出方法

第 1 次審査結果通知書 (様式第 9 号の 2) にて企画提案書等の提出を要請された者は、要求水準書により企画提案書等を作成し提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書 (様式第 6 号)

(ア) 会社の概要及び財務状況

(イ) 人員配置体制、責任者の体制

A 指揮命令系統及び責任体制、業務責任者の配置

B 業務責任者への指導体制

C 業務従事者及び検針員等への業務指導 (苦情への対応方法、業務マニュアルの有無等)

D 上下水道に関する専門的知識・経験、窓口及び電話対応等の応接業務に関する経験を有する業務従事者の人員配置

E 現金収受及び管理体制

(ウ) 緊急時の対応・危機管理

A 防災対策及び災害発生時の対応

B 上下水道課との協力体制

C 苦情及び不当要求への対策

D 業務中の事故への対応

E 組織的なバックアップ体制

F 個人情報管理体制、個人情報の漏えい防止対策・事故対応、管理マニュアルの整備

(エ) 収納率向上

A 収納率向上への提案

B 時間外集金等に関する対応

C 滞納発生を抑制する取組み（国外転出前の現場清算等）

D 滞納整理体制及び人員配置

E 転出（無届含む）滞納者の調査方法、滞納整理方法

F 悪質な滞納者への対応

G 福祉との連携、滞納者のおかれた状況に配慮した対応

(オ) 技術継承体制

A 受託者組織内の知識や経験、技術の蓄積

B 業務責任者、業務従事者及び検針員等の研修（業務、接遇、クレーム対応等）

C 上下水道課職員とのきめ細やかな連携

(カ) 業務効率化

A 他自治体での業務実績による知識やノウハウ、ネットワークを生かした業務効率化

B 経費削減のために寄与する提案

(キ) 地域貢献・地元雇用の創出

A 地元経済への貢献

- B 業務従事者の地元雇用の意思と雇用計画
- C 地元企業の活用等（障がい者福祉工場、障がい者授産施設を含む）
- (ク) その他の提案
- A 上下水道使用者へのサービスが向上する新規業務の提案
- B 実現可能で具体的な企画提案
- (ケ) 業務の実施計画
- A 上下水道窓口及び受付業務
- B 水道メーター検針業務
- C 水道の開閉栓業務
- D 上下水道料金の賦課業務
- E 上下水道料金の収納業務
- F 上下水道料金の滞納整理業務
- G 給水停止業務
- H 受益者負担金等に関する業務
- I 水道メーター検定満期メーター交換及びメーター等在庫管理業務
- J 下水道メーター検定満期メーター交換及びメーター等在庫管理業務
- K 水道給水施設窓口業務
- L 給水装置工事申請受付業務
- M 給水装置工事事業者に関する業務
- N 下水道窓口業務
- O 排水設備工事申請に関する業務
- P 排水設備指定工事店及び責任技術者に関する業務
- Q 定期洗管作業業務
- R 上下水道管路障害対応業務
- S 下水道事業補助金等交付に関する業務
- T 公共枿設置（廃止）申請に関する業務
- U 合併処理浄化槽に関する業務
- イ 見積書及び積算内訳書（任意様式）

※見積書に記載する金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を記載すること。

ウ 上記ア・イの電子データ（ＣＤ又はＤＶＤ）

(2) 提出期限

令和 7 年 1 1 月 2 7 日（木）午後 5 時まで（必着）とする。

(3) 提出先

越前市建設部 上下水道課 料金・使用料グループ

(4) 提出方法

郵送又は持参とする。

なお、郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とする。また、提出書類は、日本産業規格 A 4 判サイズとし、A 3 判サイズを使用する場合は折り綴とし、企画提案書には表紙、目次及びページ番号を付し、総ページ数を 4 0 ページ以内とする。

(5) 提出部数

原本 1 部、副本 1 0 部（複写可）とする。

11 審査方法及び審査基準

(1) 審査会の設置

企画提案書の審査、評価及び受託候補者の選定を公平かつ公正に実施するため、上下水道業務包括委託業務プロポーザル審査会（以下「審査会」をいう。）を設置する。なお、審査会は非公開とする。

(2) 審査方法

プロポーザルの審査は、以下のとおりとする。

ア 第 1 次審査（書類審査）

参加表明書の提出を受け、第 1 次審査（書類審査）において参加資格要件を満たしているかの審査を行い、参加資格を有すると認めた者にあつては第 1 次審査結果通知書（様式第 9 号の 2）にて書面により通知する。参加資格を有しないと認めた者にあつては第 1 次審査結果通知書（様式第 9 号の 3）にて書面により通知する。

なお、複数の参加表明があり、全者のプレゼンテーション等の実施が困難であると判断される場合には、参加資格要件を満たすものの中から、提出書類（参加表明者）を審査し、一定基準に達し、かつ、効果が期待できる者を

選定する。

イ 第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

第2次審査は以下の日程により実施するものとし、企画提案書等についてのプレゼンテーション等を実施し、総得点が高い者から順に順位付を行い、最も高い者及び次点の者を特定する。なお、総得点が総配点の60点に満たない事業者は、上記の規定に関わらず受託候補者とししない。また、企画提案事業所が1者の場合、第2次審査を実施し総得点が総配点の70点以上を受託候補者とする。

審査会は企画提案書、プレゼンテーション等の内容について総合的に判断し、総得点が最も高い企画提案事業所を受託候補者として選定する。なお、総得点が同点の場合、評価項目の「発注者の要求事項に対する提案」の評価点の高い者を受託候補者とする。

ただし、企画提案書の内容等によって本業務の目的を達成することができないと判断されたときは、選定しない場合がある。

また、企画提案事業所が1者のみであるときは、受託候補者の特定において競争性があるか十分に検討した上で、審査会で協議して、その取扱いを決定するものとする。

（ア）実施時間

企画提案事業所の持ち時間は、概要説明を30分以内、ヒアリングを20分程度実施する。

（イ）実施方法

- A プレゼンテーションの形式は自由とする。希望する企画提案事業所は電子機器を用いて行うことができる。
- B プレゼンテーションは、提出された企画提案書等に基づいて説明し、補足説明資料その他の追加資料の提出及び説明はできないものとする。
- C 出席人数は、企画提案書等の内容を熟知している者で3名以内とする。出席者の役職、氏名をプレゼンテーション出席者報告書（様式第7号）により、企画提案書と併せて提出すること。
- D 企画提案事業所が1者しかなかった場合でも、参加資格要件を備えて

いる限りプレゼンテーションは実施する。

(3) 審査基準等

ア 各評価項目に係る評価内容及び配点は「別添 評価基準表」のとおりとする。

イ 評価係数

A	B	C	D	E
極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
1.0	0.8	0.6	0.2	0

ウ 評価項目に対する配点に「イ 評価係数」を乗じて、評価点を算出する。評価基準表に基づき審査員が審査し、採点を行い、平均点を企画提案評価点とする。

※評価点は小数点以下第1位まで算出する。小数点第2位以下は、切り捨てとする。

12 審査結果の通知

審査結果は、全企画提案者に対しプロポーザル審査結果通知書（様式第9号の1）にて書面により通知する。

13 企画提案者の失格

以下のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) プレゼンテーションに理由なく欠席した場合。
- (6) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合。
- (7) 提出された参考見積額が、契約上限額を超えている場合。

14 契約の締結

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行う。この場合において、受託候補者として特定された者から見積書を徴収する。ただし、市が定めた予定価格の超過、及び協議により合意に至らない場合は第２順位の者と協議を行うものとする。

15 契約保証金

越前市契約規則（平成１７年規則第５４号）第２５条及び第２６条の規定に基づき取り扱うものとする。ただし、契約保証金の率は、年間委託料総額の１００分の１０に相当する率とする。

16 その他

- (１) 提案期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (２) 提出された企画提案書、見積書等は返却しない。
- (３) 企画提案に要する費用は、全て参加申込事業所の負担とする。
- (４) 企画提案書等の著作権は参加者に帰属するものとするが、本案件のプロポーザル実施の報告等の業務の範囲内において必要となる場合は、参加者の承諾なしに無償で提出書類の内容を使用できるものとする。

17 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、以下のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期限	備考
公告	令和７年１０月２４日（金）	
質問受付締切り	令和７年１０月３１日（金）午後５時	
質問回答	令和７年１１月６日（木）	
参加表明書の受付締切り	令和７年１１月１０日（月）午後５時	
第１次審査（書類審査）	令和７年１１月１４日（金）	
参加資格審査結果通知	令和７年１１月２０日（木）	予定
企画提案書等受付締切り	令和７年１１月２７日（木）午後５時	予定
第２次審査（第２回審査会）	令和７年１２月１２日（金）	予定

審査結果通知	令和 7 年 1 2 月 1 9 日（金）	予定
契約締結	令和 8 年 1 月 1 3 日（火）	予定
業務引継ぎ期間	契約締結日～令和 8 年 3 月 3 1 日（水）	
業務委託開始	令和 8 年 4 月 1 日（木）	

※都合により日程を変更する場合がある。

18 担当部署

(1)越前市建設部上下水道課 料金・使用料グループ

郵便番号 9 1 5 - 8 5 3 0

住所 越前市府中一丁目 1 3 番 7 号 越前市役所 4 階

電話番号 0 7 7 8 - 2 2 - 7 9 1 8

F A X 番号 0 7 7 8 - 2 5 - 4 6 6 6

E-mailアドレス suidou@city.echizen.lg.jp

ホームページアドレス <http://www.city.echizen.lg.jp>

参 加 表 明 書

業務名等 越前市上下水道業務包括委託

上記業務のプロポーザルへの参加を表明します。

年 月 日

越前市長 山田 賢一 様

(提出者) 住 所

電 話 番 号

会 社 名

代 表 者

印

(担当者) 担 当 部 署

氏 名

電 話 番 号

F A X

E - m a i l

様式第 2 号

会 社 概 要

会 社 名		
本 社 所 在 地		
委 任 先 所 在 地		
会 社 設 立 年 月		
資 本 金		
事 業 所 数		
株 式 上 場 の 有 無	あり（ 部上場）・なし	
社 員 数	技 術 系	名
	事 務 系	名
	合 計	名
その他 (技術者の有資格者数)		

※令和 7 年 4 月 1 日時点の情報を記入してください。

様式第 3 号

業 務 実 績 調 書			
(過去 3 年間の上下水道業に関する業務の実績を記入してください。)			
業 務 名	発 注 者	業 務 内 容	実 施 期 間
			年 月～ 年 月

注

- 1 業務内容は、主になる業務内容を記入してください。
- 2 記入欄が不足する場合は、複写して作成してください。

様式第4号

共同企業体概要書

商号又は名称 (代表構成員) (代表者氏名)		() ()	
設 立 趣 旨			
設 立 年 月 日		年 月	構成員数
事 務 局	商号又は名称		
	担 当 部 署 名		
	担当者役職名		
	担 当 者 氏 名		
	所 在 地	〒	
	電 話 番 号		
	F A X 番 号		
	E - m a i l		
構 成 員 の 所 在 地 商号又は名称 役 割 分 担		所 在 地 : 商号又は名称 : 代表者氏名 :	役割分担
		所 在 地 : 商号又は名称 : 代表者氏名 :	役割分担

(注) 構成員毎に、会社概要（様式第2号）を添付すること。

様式第 5 号

申 出 書

令和 年 月 日

越前市長 山田 賢一 様

商 号 又 は 名 称

所 在 地

代 表 者 氏 名

印

以下のとおり申し出ます。

- 1 越前市内に事業所を有しておりません。
- 2 越前市内に固定資産を有しておりません。
- 3 越前市内に居住する従業員又は越前市内に居住した従業員に係る市民税の特別徴収義務者ではありません。
- 4 その他、越前市に納付すべき確定した徴収金は、ありません。

(注意) この申出書は、越前市内に事業所等がなく、本市へ納税義務がない場合に提出すること。

様式第 6 号

企 画 提 案 書

業務名等 越前市上下水道業務包括委託

上記業務について、企画提案書を提出します。

年 月 日

越前市長 山田 賢一 様

(提出者) 住 所
電 話 番 号
会 社 名
代 表 者

印

(担当者) 担 当 部 署
氏 名
電 話 番 号
F A X
E - m a i l

様式第7号

年 月 日

越前市長 山田 賢一 様

商号又は名称

所在地

代表者氏名 印

プレゼンテーション出席者報告書

年 月 日付けで参加要請のありました越前市上下水道業務包括委託に係るプロポーザルについて、プレゼンテーションの出席者を報告します。

	所属部署名	役職名	氏名
1			
2			
3			

注1 出席者は3名以内とします。

注2 プレゼンテーションに必要な機材等は、企画提案者で用意してください。

様式第 8 号

質 問 書

会 社 名	
担 当 部 署 及 び 担 当 者 氏 名	
連絡先（電話番号）	
E-mail	
質問事項	質問内容

※記入欄が不足するときは、複写して作成すること。

様式第9号の1 (最終結果通知)

第 号
年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名)

様

越前市長 山田 賢一

プロポーザル審査結果通知書

企画提案書を提出していただきましたプロポーザルについて、越前市上下水道業務包括委託に係る公募型プロポーザル審査会において審査した結果、下記のとおり通知します。

記

- 1 業務名 越前市上下水道業務包括委託
- 2 結果

①貴社の企画提案を採用します。

②以下の理由により、貴社の企画提案は採用されませんでした。

理由：

※採用の有無により①又は②を記載

- 3 その他 ※必要な連絡事項を記載

※受託候補者にならなかった企画提案者に対しては説明を求められる期間及び方法を記載

- 4 問合せ先・連絡先

越前市役所建設部上下水道課 担当 料金・使用料グループ

電話番号 0778-22-7918

FAX 0778-25-4666

電子メール suidou@city.echizen.lg.jp

様式第9号の2（第1次審査後の結果）

第 号
年 月 日

（商号又は名称）

（代表者職氏名） 様

越前市長 山田 賢一

越前市上下水道業務包括委託に係る公募型プロポーザル
第1次審査の結果について（通知）

このことについて、貴社から提出された応募書類等を総合的な評価により審査した結果、1次選考を通過した旨を通知いたします。なお、貴社の企画提案について、下記のとおりプレゼンテーションによる第2次審査を実施いたしますので、企画提案書等の提出をしていただくよう併せて通知いたします。

記

1 実施日時

年 月 日（ ） 時から

2 実施場所

越前市役所 階 会議室

3 問い合わせ

越前市役所建設部上下水道課 担当 料金・使用料グループ

電話番号 0778-22-7918

FAX 0778-25-4666

電子メール suidou@city.echizen.lg.jp

※プレゼンテーション実施の詳細は、別紙記載可（出席者、その他注意事項等）

様式第9号の3（第1次審査後の結果）

第 号
年 月 日

（商号又は名称）

（代表者職氏名） 様

越前市長 山田 賢一

越前市上下水道業務包括委託に係る公募型プロポーザル
第1次審査の結果について（通知）

このことについて、貴社から提出された応募書類等を総合的な評価により審査した結果、選定するに至らなかった旨通知いたします。

なお、本業務の参加表明書、企画提案等について多くの時間と労力とを費やされたことに対し、厚く御礼を申し上げます。